

## 4. 手当・年金等について

### 8) 北海道心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者がお亡くなりになったとき、または重度障害状態に該当されたと認められたときから、障がいのある方に終身にわたり一定額の年金をお支払する制度です。

《対象》

知的障がいのある方、障害等級 1 級から 3 級までの身体障がいのある方及びこれに準ずる障がい(精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等)のある方の配偶者と、その障がいのある方を養育している父母、兄弟姉妹、祖父母などの親族で 65 歳未満の方(重病を患っている場合は、加入できない場合があります。)

《必要なもの》

加入申込書、申込者(被保険者)告知書、障害証明書、加入申込者(保護者)および心身障がいのある方(児童)の住民票各 1 通、身体障害者手帳又は療育手帳、印鑑

**【担当】胆振総合振興局社会福祉課地域福祉係 電話 0143-24-9836**